

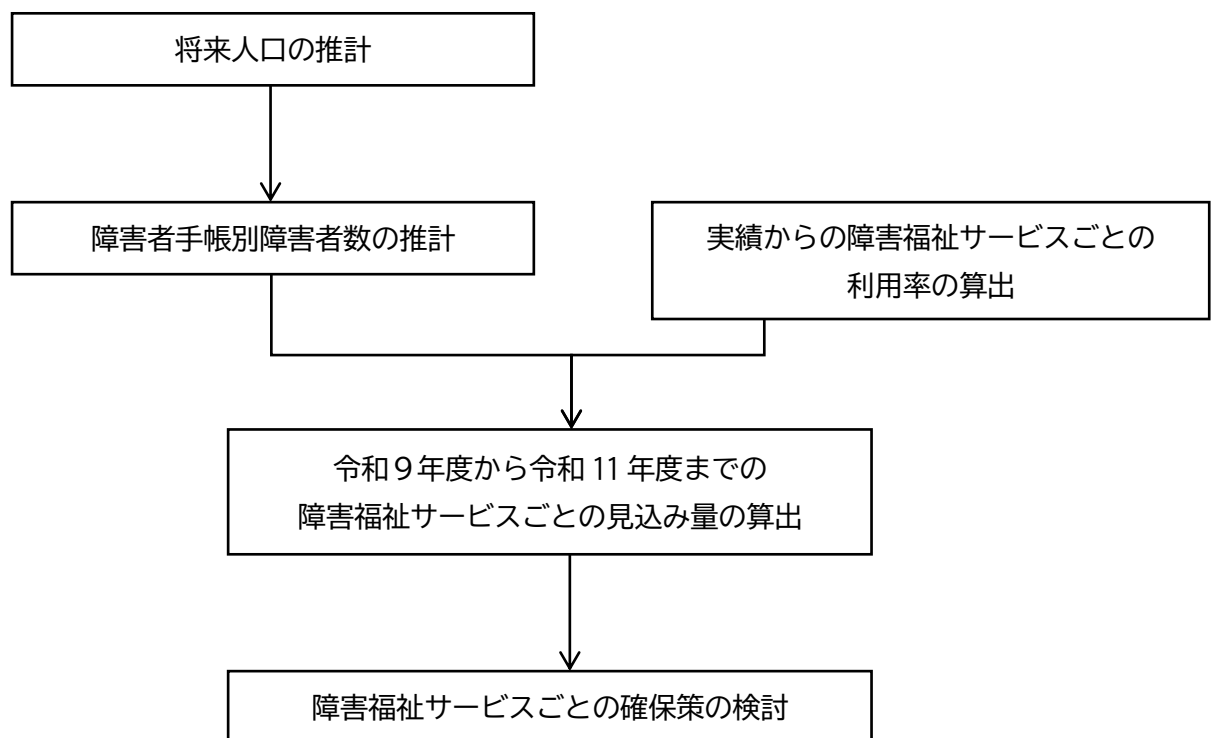
障害福祉サービス等の見込み量の推計方法について

障害福祉計画・障害児福祉計画では、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、成果目標及びそれを達成するための活動指標を設定することとなっています。

また、障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みを定めることとされています。

サービスの見込み量については、国の指針の内容を基本としつつ、地域の実情を踏まえて、現在の利用実績等に関する分析や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案して算出します。

(1) 見込み量の算出フロー



(2) 見込み量の算出方法

障害福祉サービスの見込み量の算出にあたっては、令和3～7年度の5カ年確定実績をベースに、以下の4つのアプローチから最適なものを選択して次期計画（令和9～11年度）の見込み量を算出していきます。

①基本となる算出方法

ア 平均値の利用（5カ年平均「対人口利用率」による算出）

各年度の住民基本台帳人口（または対象年齢階層人口）に対する「利用率」を算出して平均化し、それを次期計画期間の「推計人口」に掛け合わせる。

【ステップ1：過去5カ年の平均利用率算出】

5カ年平均対人口利用率（％）＝ $(1/5) \times \Sigma$ （各年度のサービス利用実数÷各年度の住基人口）

【ステップ2：次期計画への掛け合わせ】

次期計画（令和9～11年度）各年度見込み量＝5カ年平均対人口利用率（％）×次期計画各年度の住基推計人口

【採用基準】

利用者数が比較的少なく年度ごとの変動（ブレ）が大きいサービスまたは既にニーズが完全に飽和し安定しているサービスなど。

手帳ではなく「住基人口」を分母・掛け合わせ対象とすることで、手帳未所持者の利用も包括しつつ、地域の人口減少トレンドを見込み量へ反映させることができる。

イ 直近値の利用（最新確定値の反映）

直近の確定実績（令和7年度値）における対人口利用率をベースとしてそのままスライド据え置きとする、あるいは令和6年度→令和7年度の伸び率のみを次期推計人口に反映させる。

【採用基準】

直近で大きな制度改正や大規模な事業所の新設・撤退があり、過去のデータが現在の実態を反映していない場合など。

ウ 近似式（最小二乗法によるトレンド推計）

過去5カ年の確定実績（令和3～7年度）を時系列データとしてプロットし、最小二乗法を用いて回帰直線（ $y=ax+b$ ）を導き出し、次期計画期間（令和9～11年度）の値を機械的に予測計算する。

【採用基準】

放課後等デイサービスや就労継続支援B型など、手帳や人口の増減に関わらず、明確な右肩上がりのトレンドが継続しているサービスなど。

②政策判断

国の基本指針が掲げる成果目標や各自治体におけるサービスの提供体制、アンケート調査等から分かる独自の傾向等から、特別に考慮する事情があると考えられるサービスについては、①で算出された見込み量を基本としつつ、上記の事情を踏まえて見込み量を算出する。